

## △業界情報V

太平洋クラブの再生計画案、7月末に債権者に配布

弁済率は7%、会員は継続・一代限り・退会から選択  
9月25日を期限に書面投票、継続会員は20万円等預託  
アコーディアがスポンサー、新資本金は別途定めると

民事再生手続中の㈱太平洋クラブ(桐明幸弘代表取締役、東京都港区)の民事再生計画案が7月30日前後に配布され、9月25日を期限として書面投票で決議される。

計画案は本紙5405号既報通り、㈱アコーディア・ゴルフ(以下A社)をスポンサーとする資金投入型で、スポンサーからの資金的援助(A社はゴルフ場に担保権を設定し銀行より資金調達予定)により、当面の運転資金の他、別除権者、再生債権者への弁済を行う方針。

またA社からの支援等で太平洋グループ保有の17コースの一体再生(保有子会社は再生計画認可確定後に吸収合併ないし組織再編し集中させる予定)を図り、A社では会員へのホスピタリティを向上させつつ収益力のある「次世代型プレミアムブランド」として、太平洋クラブの名称を残しつつブランド価値を高める方針で、A社の運営する複数のコースを組み入れることも検討する。

再生債権者数は1万3315名、確定再生債権総額は697億6551万円余で、確定の別除権付再生債権総額は

1162万円余(監督委員によると別除権付債権として、  
㈱太平洋クラブの持株会社である太平洋ホールディングス  
合同会社の担保権額568億円余(未確定債権)。他に今  
年5月末時点の共益債権は12億2334万円余、未払一般  
優先債権(固定資産税)は7383万円余となっている。

既報通り一般債権者への弁済率は7%で、会員について  
の条件は、①譲渡可能な正会員資格の継続(手続必要な  
し)、②一身専属(法人は期間限定)・譲渡不可の会員権へ  
の切替(認可確定後2カ月後までに申出必要)、③退会  
(同1カ月後までに退会届提出)——の3つの選択肢があ  
り、①は現預託金(入会保証金)の7%のうち一部(太平  
洋クラブ20万円、太平洋アソシエイツ10万円、太平洋ク  
ラブ関西エリア5万円、太平洋宝塚クラブ0円)を再預託  
(確定日から10年据置き)し、残りの弁済を受ける。②  
と③は7%を弁済。入会預託金300万円の納入者には継  
続の有無に関わらず21万円を弁済する。太平洋クラブ及  
びアソシエイツの無額面会員は会員資格も従来通り。

また㈱太平洋クラブは、確定後3カ月以内に800万株  
の発行済株式全部を無償で取得し資本金40億円は減資。  
同時に募集株式をA社に割り当てるが、募集株式数や払込  
金額は認可決定確定後別途定める。

なお、弁済は一括して支払うとして、明確な期日は計画

案に盛り込んでいないが、太平洋クラブのQ&Aでは今年11月上旬～11月中旬に認可決定が確定された場合、弁済は半年後にあたる平成25年5月上旬頃と紹介している。

太平洋クラブが債権者説明会を開く、質疑応答では一時騒然と改めて関係者に陳謝し、経緯や今後の運営方針を説明親会社の債権額扱いが焦点に、会員から不満の意見も

民事再生手続中の㈱太平洋クラブ(東京都港区)は再生計画案の説明会を8月7日に東京、8日に大阪で開催した。

同説明会で桐明幸弘社長はまず参加者に陳謝し、再生計画案の提出が7月2日に遅れた原因について、金融債権者(親会社の太平洋ホールディングス合同会社||PHD)との別除権協定交渉が難航したためと説明した。

次に、過去20年間の借入金と預託金額の推移のグラフを参考資料で示し、平成10年以降8コースのゴルフ場買収で金融機関(当時は住友銀行)からの借入金が増えたとや、17年の会計基準の変更により大幅な減損損失の上、19年に東急不動産(株)や証券会社等が出資するファンド(PHD)が三井住友銀行から債権の譲り受けと、㈱太平洋クラブの株式取得で親会社となったこと、リーマンショックで預託金の返還請求が急増したこと、スポンサー先を模索し、アコーディアに決まった経緯などを説明した。

その他、財産評定や役員の法的責任、それに本紙540

5号でも報じたアコーディアによる今後の運営戦略、御殿場コースでのトーナメント開催等を説明、昨年4月に代表に就任した桐明社長だが、親会社変更を会員に通知できなかったこと、再生手続きとなったことを改めて陳謝した。

質疑応答では、集客状況や資金繰り、アコーディアに関する質問が出たが、焦点となったのは親会社のPHDの債権額とその収支について。会社側は親会社に5年間で元本1億数千万円、金利分で約38億円返済したと回答したが、債権をいくらで買ったかは知らないと答えた。「親会社が貸した金融債権は劣後されるべきでは」という意見も出たが、申請代理人弁護士は「債権額はいくらで買ったかではなく、法的には元々の債権額で扱う」と説明した。

会員の権利を守る会事務局の西村國彦弁護士は「本計画案はスポンサー額など肝心な金額が出ていない。親会社、出資者が無傷で資金回収するのは問題。監督委員も含め出来レースではないか」等と主張し、会場は一時騒然となった。今年1月末の債権者説明会では2千名近くが集まり、今回の東京の午前中の説明会は3〜400人ほどと出席者も減ったが、会場外で同守る会が「アコーディア+再生案反対!!」とプリントした特製団扇を配り、また被害者の会の田邊勝己弁護士が「予備的調査で会社案反対の会員は5900名」と発言するなど会員の反対が多くなると9月の

書面投票は人数的には賛成反対が拮抗する可能性もある。

ちなみに、会社側は本紙5418号既報通り、アコーデイア従業員の協力も得て、会員宅に計画案の訪問説明を行っていることを説明会でも触れており、過去にも例のないスポンサーとの総力戦で会員の理解を得たい考えのようだ。